

二九四 三浦郡下町村の食糧需給統轄の件訓令

郡訓令号外

各町村役場

此ノ際各町村ニ於テハ町村制第六條ニ依リ町村毎ニ左記方法ニ依リ食糧ノ需給ヲ町村ニ統轄シ自給自足ノコトニ極力努力スルコトニ決定セルニ付速時右ニ取計ハルヘシ

大正十二年九月四日

三浦郡長 服部 纘

記

一 本件執行ノ為メ警察官吏町村吏員町村會議員区长等ヲ委員トシ幹旋セシムルコト

一 自家用トシテ二十日間分ヲ除キ其ノ他ノ在米ハ此ノ際商家農家等ノ区別ナク全部ヲ徵発的ニ町村ニ統一スルコト

一 町村ニ統一シタル在米ハ町村ニ於テ其ノ配給ヲ掌リ住民一般ノ需給ニ不平均ナカラシムルニ努ムルコト

一 代用食ヲ極力勵行スル等節約ヲ大ニ努メシムルコト而シテ一人一日米三合ヲ標準〔自家用、配給トモ〕トシ施行スルコト

一 此ノ際可成在荷食糧品ヲ以テ統轄ヲ凶ルニ努ムルコト

一 食糧自給終期ノ見込ヲ確メ可成速ニ報告スルコト

(三崎町役場「震災関係書類」(大正十二年)三浦市役所蔵)

二九五 食糧徵發命令書交付方申請書

小發第二五五号

大正十二年九月五日

鎌倉郡小坂村玉繩村組合代理助役 小林駒次郎(印)

神奈川県知事 安河内麻吉殿

申請書

今回大地震被害之件ニ関シ去ル三日夕刻内務省監察官ノ御來臨有之震災ニ関スル勅令御発布相成候趣キ拜聞仕リ尚監察官ニ於テモ本村被害深刻ナル有様ヲ御視察モ有之本村被害者ハ現実即刻ノ食糧ニ困難在罷候ニ付食糧徵發御命令書御交付相成度此段特ニ至急ヲ要スル場合ニ候ヘバ即刻御交付ノ程申請候也

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年)神奈川県庁蔵)

二九六 鎌倉郡における非常徵發令の件告示

非常徵發令ニ関スル告示

一 今般勅令第三九六号ヲ以テ非常徵發令及内務省令号外発布セラレ震災被害者救護ノ為必要ナル左ノ物件ハ徵發シ得ルコトトナレリ

一、食料品 二、飲料 三、薪炭油其他ノ燃料 四、家屋  
五、建築材料 六、薬品其他衛生材料

二 非常徴発ヲ拒ミ又ハ徴発物件ヲ隠匿シタルモノハ三年以下ノ禁  
罰又ハ三千円以下ノ罰金ニ処セラレ且ツ被徴発者ハ直チニ其物件  
ヲ徴用セラル物件ノ占有者又ハ所有者当該官吏員ニ対シ申告ヲ  
拒ミ又ハ虚偽ノ申告ヲ為シタルトキ又同様ノ制裁アリ

三 徴発物件ニ対スル賠償ハ其地市場ニ於ケル前三年ノ平均価格ニ  
依ル其平均価格ニ依リ難キモノハ評価員ノ評定スル処ニ依ル

四 被徴者ハ徴発ヲ受ケタル日ヨリ起算シ三ヶ月以内ニ管轄市町村  
役場ニ賠償請求書ヲ提出スベシ賠償請求書ニハ徴発物件ニ対スル  
受領証ヲ添付スベシ

五 徴発ニ関スル命令中徴発ヲ行ハントスルトキ徴発書ヲ発行シ又  
ハ徴発施行ノ官吏吏員ヲシテ徴発物件ニ対スル受領証ヲ交付セシ  
メ若シクハ評価委員任命ニ関スル地方長官ノ職務権限ハ郡市長ニ  
委任セラレ

大正十二年九月五日

鎌倉郡役所

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

三九七 鎌倉郡下震災激甚町村に対する米供給の

件申請

号外

大正十二年九月六日

郡長(印)

震災激甚町村ニ米配給ノ件

本郡川口村腰越津村鎌倉町戸塚町ニ於テハ郡内他町村ノ剰余米ヲ配  
給スルモ到底不足ノ見込ニ付横浜ニ移入米ヲ至急配給相成度此段申  
請候也

鎌倉郡長

知事殿

追テ給与スヘキ人員左ノ如ニ有之候

川口村 三千人 六石

腰越村<sup>(津脱)</sup> 四千人 八石

鎌倉町 五千人

戸塚町 二千人

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

三九八 津久井郡下衛生施設に関する件通牒

庶号外

大正十二年九月六日

各町村長 殿

震災後ニ於ケル衛生施設ノ件

這般ノ震災ニ当リテハ長キ日時ニ涉リテ一般公衆身心俱ニ疲労シ加之生活状態劇変シ時候残暑尚甚シクシテ保健上最モ留意ヲ要シ候処震災ニ抛リ飲料水ノ施設破壊多ク汚水ヲ使用スルカ如キアリテハ最モ危険ニ付至急之カ修理完成ヲ図リ且ツ公衆ノ保健上御警戒可然御措置相成度及通牒候也

(津久井郡役所「庶務回議」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

二九 橘樹郡大綱村の罹災者救助の経過 (二一九)

(一)

綱発第一四〇号

大正十二年九月九日

第 区長殿

大綱村役場

罹災者救助ニ関シ物品配給ノ件

未曾有ノ震災ニ就テハ各位ノ御尽力御察シ致シマス付キマシテハ今回郡ヨリ本村内ニ避難セル罹災者又ハ本村住民ノ災害者ニ対シめりけん粉五百袋配給ヲ受ケマシタカラ左記事項御承知ノ上夫々御引取

ヲ願ヒマス右至急通知ヲ致シマス

記

- 一 貴大字配給数 袋 但シ一袋五貫九百匁
- 二 受渡ノ場所ハ川崎町久根崎味の素工場
- 三 引受時間ハ九月十日午前九時迄トス
- 四 引取人ハ配給ヲ受クヘキ大字ニ於テ出役ヲナスコト
- 五 受給粉ハ倉庫ヨリ車ニ載セル迄引取人之ヲナス

注意

受給后大字ノ分配ハ避難者ノ数及災害者ノ数等ヲ斟酌シテ各区长ヨリ領票ヤウノモノヲ渡シテ之ヲ引替ニサレタ方ガ便宜ト存シマス其ノ他ハ大字内ノ協議ニ任ス

参考 南北綱島協議

人口 二分  
 震災者 三分  
 資産 五分  
 全三 中二 小破一  
 逆転 一 二 三

震災救助小麦粉配給表

大綱村

篠原	種目		配給小麦粉数	摘要
	白	戸数		
原	幡	七五	五二	
		一八八	七七	

第3章 関東大震災

網発第一四〇号 第二通信至急

大正十二年九月九日

(二)

第三 区長殿

罹災者救助ニ関シ物品配給ノ件

第二回物品配給ニ付只今郡ヨリ通牒ニ接シマシタ付テハ配給ノ方法ハ前回ニ記入シテ置キマシタガ村内ノ現住者ハ勿論他町村ヨリノ避難者及外国人タルトヲ問ハス恤救ヲ要スルモノハ公平ニ無洩一人当リ又ハ家族ノ大小ニ依リ配給セラレ度今回郡ヨリノ配給ハ外米五十

大綱村役場

菊名	六三	四八	内四袋役場ノ分
大豆戸	六七	四六	
太尾	一一三	六三	
大曾根	四五	四二	
樽	六八	五七	
南綱島	一二二	七二	
北綱島	五四	四三	
合計	七九五	五〇〇	

袋食塩四十俵ナリ右至急通知シマス左記事項ハ注意セラレタシ (注二)

記

一 貴大字引取数外 袋食塩

二 受渡ノ場所ハ横浜倉庫〔東神奈川新町停留所交番左へ入ル〕

三 引取時間九月十日午前九時迄トス

四 引取人ハ配給ヲ受クベキ大字ニ於テ出役ヲナスコト但食糧品ハ殆ト分捕ノ如キ状況ノ由強力ノモノ及補助ヲ要スルコト即チ倉庫ヨリ運搬スル時我勝ニ落入易キコトナリ

注意 めりけん粉ト今回ノ分ト同時ニ付相当手配可然候

第二回恤救用 外米並ニ食塩配給表

品名	品目		摘要
	外国米	食塩	
白幡	六	四	
篠原	八	六	
菊名	六	四	菊名外国米ノ内二袋ハ役場ノ分
大豆戸	四	四	
太尾	六	五	
大曾根	四	三	
樽	五	五	
南綱島	七	六	

北網島	四	三
合計	五〇	(注二) 四〇

(注一) 「十日麥更食塩二十六袋」の書込がある。

(注二) 食塩の「事実食塩ハ二十六袋受配」の書込がある。

(三)

網発第一四〇号

大正十二年九月十二日

大網村役場

第 区長殿

救恤品配給ノ件

第三回救恤品配給相成候ニ付左記御承知ノ上御引取方可然候

一 砂糖拾袋 但一袋正味百六十五斤

右ハ御幸村明治製糖株式会社川崎工場渡

二 蠟燭七箱 但一箱ハ四十斤

右ハ保土ヶ谷町日本油脂合同株式会社保土ヶ谷工場渡

三 引取方法

(イ) 蠟燭引取 車一台 人夫二人 付添一人

右座間書記出張 但シ菊名ニ於テ引取

(ロ) 砂糖引取 車五台 人夫十六人 付添八人

但太尾、大曾根、樽、南網島、北網島ノ五大字ニ於テハ車持參  
人夫二人宛白幡、篠原、大豆戸ニ於テハ人夫二人宛、以上ノ外  
各大字ニテ付添一人宛出役右加藤書記出張  
以上何レモ九月十三日午前九時迄ニ現場ニ集合ノコト

種目	戸数	品目		品目		品目	
		大字割 六分	戸数割 四分	大字割 六分	戸数割 四分	大字割 六分	戸数割 四分
白幡	七五			〇、五			
篠原	一八八			一、五			
菊名	六三			〇、五			
大豆戸	六七			〇、五			
太尾	一一三			一、〇			
大曾根	四五			〇、五			
樽	六八			〇、五			
南網島	一一二			一、五			
北網島	五四			〇、五			
合計	七九五			七、〇			

備考 今後配給方法ハ比較的以上ノ割合ニテ公平トナラン併シ大字割ニ半

額十分ノ五戸数二十分ノ式現住人口二十分ノ三

第3章 関東大震災

(欄外注記) 現住人口大曾根駐在所管八百人菊名全上千人合計千八百人  
砂糖及蠟燭配給表

	砂糖ノ配給		蠟燭配給	
	人口	配給	戸数	数量
白幡	四二一	二一、〇五〇	七五	半箱
篠原	一、一四八	五七、四〇〇	一八八	一箱半
菊名	三七九	一八、九五〇	六三	半箱
大豆戸	三四三	一七、一五〇	六七	半箱
太尾	七四〇	三七、〇〇〇	一一三	壹箱
大曾根	二六二	一三、一〇〇	四五	半箱
椋	四八三	二四、一五〇	六八	半箱
南網島	八七五	四三、七五〇	一二二	壹箱半
北網島	三四九	一七、四五〇	五四	半箱
合計	五、〇〇〇		七九五	

(四)

網發第一四〇号

大正十二年九月十三日

第 区長殿

大網村役場

第二回外米并食塩配給ノ件

救恤用トシテ外米并ニ食塩〔外米五拾袋食塩叁拾俵〕配給相成候ニ就テハ現住者即チ他町村ヨリ避難セル者タルト外国人タルト又ハ会社工場内ニ在ル者タルトヲ問ハス恤救ヲ要スル者ニ対シテハ無洩配給相成度候也

一 引取ハ九月十四日午前九時迄ニ横浜倉庫へ各大字ヨリ強力ノモノ出役ノコト

二 貴大字ハ外米 袋 食塩 俵

(未曾有大地震関係書類) 飯田助丸氏蔵

(五)

網収第一四三二号

大正十二年九月十九日

大網村役場

各区長殿

罐詰配給ノ件

左記ノ通り配給ニ相成候ニ付明二十日迄ニ本村役場ヨリ現品御受取相成度此段及通牒候也

左記

大字別	種別	避難民ト現住民	糶詰配給
白幡		六六四	九九
篠原		一、四三八	二一五
菊名		五三一	七九
大豆戸		五〇九	七六
太尾		八二八	一二四
大曾根		三三五	四八
樽		五九六	八九
南綱島		九八一	一四七
北綱島		四一一	六一
計		六、二八三	九三八

(六)

網発第一四四号

大正十二年九月廿二日

大綱村長代理助役

黒川新太郎

各区長殿

公衆衛生ニ関スル注意事項

一 震災後伝染病益々猖獗ヲ極メ此際防疫ニ消毒ニ極力努メツ、アルハ各位ノ周知セラル、義ニ有之尚ホ防疫上遺憾ナキヲ期スルガ

為メ左記事項ニ留意シ一般公衆ノ為無洩御通知方及依頼候也

記

イ 川及堀端ニテ洗濯ヲセザルコト

ロ 汚物ヲ川又ハ堀ニ棄テザルコト

ハ 野菜及ヒ器物ヲ川堀等ニテ洗ハザルコト

ニ 河水及堀水ニ病毒落チ込ムトキハ流域ニ及ボス害毒甚大ナル

ハ云フマデモナク此際一層相互ノ注意ヲ払ヒ河水堀水ヲ使用セ

ザルコト

(七)

網収第一四九二号

大正十二年九月二十五日

大綱村役場

第 区長殿

救恤外米配給ノ件

明二十六日救恤外米配給相成候ニ付左記御承知ノ上御引取方及依頼

候也

一 今回ノ配給米ハ本月十九日報告ノ要恤救者調書ニ依リ自町村住

民中恤救ヲ要スル戸数人口及他市町村ヨリ避難中恤救ヲ要スル世

帯数及人員ニ別紙ノ通り配給スルモノナルコト

第3章 関東大震災

一 配給外米五拾袋

右ハ二十六日午前九時東神奈川横浜倉庫ニ於テ引渡サル、モノナ  
リ

(注) 別紙欠。

綱収第一四九二号

(ハ)

大正十二年九月二十五日

大綱村役場

第 区長殿

救恤品配給ノ件

来ル二十七日救恤品配給相成候ニ付左記御承知ノ上御引取方及依頼  
候也

一 今回ノ配給品ハ本月十九日ノ要恤救者調ニヨリ配給スルモノナ  
ルコト即チ別表ノ通り配給セラレタシ

一 配給小麦粉八十袋

右ハ二十七日午前九時川崎町味ノ素工場ニ於テ引渡ヲ受クルコト

一 罐詰 參箱

右ハ二十七日午前九時川崎町橋樹郡役所ニ於テ引渡ヲ受クルコト

荷車 一人夫 付添一人

恤救小麦粉其他配当表

計	北 綱 島	南 綱 島	榑	大 曾 根	太 尾	大 豆 戸	菊 名	篠 原	白 幡	字	
										戸 数	自 村 民
100 (4)	三	一五	六	八	一〇	一四	四	九	二	人口	避難 民
五六九	三	八二	一〇六	四八	五五	八四	三三	四三	四	世帯 数	人員
二六三	一四	三三	三三	二	六	一〇	三四	六〇	五	人員	配給 受 給 人 員
九三	四	七	一〇三	四	八	三	二五	二四六	一〇〇		
一、五〇〇	三	一五三	二六三	九	一五	二七	三七	二九〇	二四四		
八〇	三	八	一四	五	八	六	七	一六	一三袋	各 字 受 給 者 へ 配 給 小 麥 粉 当 小	外 配 給 箱 詰 引 取 配 当 リ
不明 内容	"	"	"	"	"	"	"	"	"		

配給外米明細表

計	北網島	南網島	樽	大曾根	太尾	大豆戸	菊名	篠原	白幡	字	
										戸数	自村民
100	三	五	六	八	〇	一四	四	九	二	戸数	自村民
五六九	三	八	一〇	四	五	八	三	四	四	人口	避難民
二六三	一四	三	三	二	六	〇	四	六	五	世帯数	人員
九三	四一	七	一〇	四	八	三	二五	二四	二〇	人員	
一、五〇〇	三	一五	二六	九	一五	二七	三七	二六	二四	員	配給ヲ受クヘキ給人員
石(44) 参拾五	斗七升五合	斗三石八	斗六石五升	斗五石二	斗五石二升	斗二石九	斗二石九	斗七石二	斗六石一	石数	受給者當
斗七升二合	斗七升	斗二石	斗三石	斗五石	斗五石	斗七升	斗三石二合	斗七石二	斗六石一	袋取数	各引字
斗七升二合	斗七升	斗二石	斗三石	斗五石	斗五石	斗七升	斗三石二合	斗七石二	斗六石一	石数	役取後
斗七升二合	斗七升	斗二石	斗三石	斗五石	斗五石	斗七升	斗三石二合	斗七石二	斗六石一	石数	役取後

号外

大正十二年二月二十六日

大綱村長(印)

各区長殿

恤給品追加配給ノ件

明二十七日午後一時標記恤給品配当致シ度ニ付受領方ニ御出頭ヲ煩

ハシ度此段及通知候也

注意今回ノ分ハ前回配当ノ追加ニ付前回ニ於テ毛布受領ノ者ヘハ

他ノ品ニ寝具受領ノ者ヘハ他ノ品ニ其辺貴職ニ於テ宜シク御取計

ヒ下サレ適當ニ配給御処分相願度候

配給品目左ノ通

毛布、寝具、綿ネル、晒布、針、ローソク、シャモジ等

(未曽有大地震関係書類)(大正二二年) 飯田助丸氏蔵

三〇〇 鎌倉郡下義務教育等に関する件通牒

通牒

大正十二年九月七日

鎌倉郡長

各小学校長殿

(九)

今回ノ震災ニ就テハ各位ハ私事ヲ放擲シテ公共的義侠的精神ヲ以テ各方面ニ亘リ活動セラレツ、アルハ誠ニ感謝ニ堪ヘサル所ニ候今ヤ地方ハ追々安静ニ復シツ、アリト雖モ尚諸君ニ俟ツヘキモノ多々可有之候各位ハ部下職員ト共ニ努力精勵地方ノ情勢ニ随テ此際各方面ニ一段ノ御尽瘁アラムコトヲ左ノ三四ノ事項ヲ揚ケ御願申上候

小学校ハ此所當分開校ノ必要(開校出来得校舎)無之被存候時機ヲ得テ露天林間又ハ二部教授等ヲナスニ危険ナキ場所ノ細密ナル調査ヲナシ地方ノ情況ヲ斟酌シテ後日開校ニ至ラム準備ヲナシオクコトニ御考慮アラムコト申送り候

記

- 一 御真影勅語謄本ノ御守護ニ関スルコト
- 二 児童身体ノ保護衛生上ニ関スルコト
- 三 一般罹災民ノ救護救恤ニ関スルコト
- 四 校舎校庭ノ整理保存監督等ニ関スルコト
- 五 町村役場事務等ニ助力スルコト

報告事項

- 一 職員児童使丁身上ニ(報告ハ至急ヲ要セサルニ付充分厳密ナル調査ヲ要シタル上ノコト)〔学校内ト其以外ノ場所トヲ區別スルコト〕関スルコト

- 一 校舎ノ損害状況〔全潰少シノ手入ニヨリ使用シ得ル教室数等〕
  - 一 校地ノ崩壊埋没状況
  - 一 其他ノ事項
- (鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正二二年) 神奈川県庁蔵)

三〇一 津久井郡日連村他一か村組合役場の罹災

民救護等事業従事者に関する調査報告

日収第九七九号

大正十二年九月十九日

日連村外一ヶ村組合役場(印)

津久井郡長殿

震災ニ依ル義務的従業者調ノ件

九月一日ノ震災ニ因ル罹災民救護其他ニ付義務的の行為ヲ以テ従事シタルモノ左記ノ通り調査及回報候也

- 一 避難民交通ニ関スル援護並表湯接待

避難民ハ乗車乗船等ニ際シ互ニ先ヲ争ヒ甚タ危険ニ付之カ援護ニ従事セラレタリ

日連消防団第三部〔勝瀬〕人員六十五人ニテ十一日

同上与瀬停車場及仮停車場勤務

- 一 日連消防団第一第二第三部三十人 一日代表者森久保憲

一 庄死者発掘

九月一日強震ノ為メ家屋倒壊〔正午十二時頃〕ニ依ル庄死者発掘

名倉村人一般 人員百三十人 二日〔九月一日ヨリ二日迄〕

一 不逞鮮人暴働ノ報ニ依リ警戒

各村消防団員ハ全部出勤シタリ

日連ニアリテハ夜警セシコト十三夜

名倉ニアリテ夜警五夜

(津久井郡役所「庶務回議」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

三〇三 労働力需給調節に関する県内務部長の通牒

神第六一号

大正十二年九月二十三日

内務部長

鎌倉郡長殿

大震災後ニ於ケル労働需給調節ニ関スル件

今回ノ東京横浜及其付近ニ於ケル大震災後ノ労働需給調節ニ関シ地

方職業紹介事務局長會議ニ於テ別紙ノ通協定相成候趣ヲ以テ中央職

業紹介事務局長ヨリ通牒有之候ニ付テハ右実施方ニ関シ相当御援助

相成度

中央及地方職業紹介事務局協定事項

一 罹災銀行商店会社工場等ニ於ケル従業員ノ失職者ハ罹災地域外

ニ支店分工場等ヲ有スル場合ハ成ルヘク之ニ転勤セシメ比隣解雇

ヲ見合セシムルコト

二 各地方職業紹介事務局ハ此際管内ニ於ケル職業紹介所ニ指導督

励ヲ加ヘ力ヲ求人ノ開拓ニ致シ失職者ノ紹介ニ努力スルコト

三 職業紹介所ニシテ災害ニ罹リタルモノハ応急施設トシテ適当ナ

ル場所ニ仮事務所ヲ設ケ速ニ紹介事務所開始セシムルコト

四 前項ノ外必要ニ応シ臨時職業紹介所ヲ増設セシメ失職者ニ対ス

ル職業紹介ハ勿論宿泊食事等ノ保護施設ヲ講シ遺憾ナキヲ期セシ

ムルコト

五 中央及東京大阪両地方職業紹介事務局ハ全国各方面ニ涉リ求人

調査労働移動ヲ行ヒ労働需給調節ノ実績ヲ挙クルニ努ムルコト

六 前各項ノ実施ニ関シテハ臨時震災救護事務局及各地方庁ノ援助

ヲ求ムルコト

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

三〇三 地方労働者上京見合せ方説得に関する

県内務部長の通牒

神第六二号

大正十二年九月二十三日

各郡長殿

内務部長

地方労働者上京阻止方ニ関スル件

今回ノ震災及火災ニ付東京市内ニ於ケル職業紹介所ニ地方労働者ノ求職ノ為出頭スル尠カラス右ハ災害後ニ於ケル跡仕末及復旧事業ニ多数ノ労働者ヲ要スヘシトノ誤信又ハ誤伝ノ結果ニ因ルモノト被存候得共目下罹災者中ニモ労働ニ服シ得ヘキ者多ク需要ニ対スル供給夥多ノ実況ニ有之候間此旨貴管下一般ニ周知セシメ上京ヲ見合せシムル様中央職業紹介事務局ヨリ通牒有之候条右御了知ノ上相当御配慮相成度

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正一二年) 神奈川県庁蔵)

三〇四 津久井郡下町村別災害復旧従事者調

震災、義務的の行為者調 (道路橋梁修繕従事者)

町村名	区分	消防		軍人		青年		其他		備考
		数	シタ	数	シタ	数	シタ	数	シタ	
川尻村	三一人	三	一日	三	一日	四	一日	六		一消防組主トナリテ従事ス(三沢村)
湖南村	空	空	一日	空	一日	空	一日	空		一主トシテ県道修繕ニ従事ス非常ノ場合ニ付村費金五十四ヲ支出ス(中野太井又野三ヶ木村)
三沢村	空	空	一日	空	一日	空	一日	空		二消防組青年団合同ニテ
中野村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		二道路改修従事者六七〇人從事シタル日数十日
太井村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		二道路ノ修繕従事者七六日(鳥屋村)
又野村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		二青年団員軍人分會員消防組合同ニテ(府県道)修繕ニ従事ス(内郷村)
三ヶ木村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
申川村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
鳥屋村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
青野原村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
青根村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
内郷村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
小原町	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
千木良村	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
与瀬町	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		
吉野町	三五	三	一日	三	一日	三	一日	三〇〇		



三七 罹災者被服給与調査に関する県内務部長の通牒

神第二六八号

大正十二年九月二十二日

内務部長

鎌倉郡長殿

罹災民被服給与ニ関スル件

罹災民ニシテ被服ニ困難セル者ニ対シ一人ニ付木綿縞、木綿裏地、晒木綿、メンネル、小袖綿、縫糸、縫針等約五円ノ範圍ニ於テ被服ヲ配給セラルルコトト決定相成予定ノ趣ヲ以テ救護事務局諸材料部ヨリ照会有之候ニ付テハ貴管内ニ於テ右給与ヲ要スル人員概数見込調査ノ上至急御回相成度

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

三八 罹災者救助に関する県内務部長の通牒

大正十二年九月廿四日

内務部長

各郡市長殿

罹災者救助ノ件ニ付依命通牒

要救助資格等ニ関シテハ本月十九日付依命通牒致置候ニ付テハ右趣

旨ニ依リ万遺憾ナキヲ期セラレ居ルコトハ被存候得共時日ノ經過ト

共ニ秩序モ漸次回復シタルヲ以テ此際一層被救助者ノ選択統一ヲ図

リ可成罹災者ヲシテ自ラ生計ヲ樹テシムルノ方法ヲ講シ以テ漸次被

救助者ノ員数ヲ減少スル様特ニ御考慮相成様致度尚謹詰類ノ給与ニ

関シ之カ給与ヲ受ケサル罹災者中種々不平ヲ称フル者有之哉ノ聞モ

有之候ニ付自今謹詰類ハ原則トシテ給与ヲ廃止シ販売物資ニ振向ク

ル様取計方救護事務局ヨリ通牒有之候条御了承相成度依命通牒候也

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

三九 津久井郡下震災避難者保護に関する注意

の件通牒

津庶収第三四号

大正十二年九月廿八日

津久井郡長

町村長殿

震災避難者ニ関スル件

震災地ヨリ地方へ避難セル者ニ対シテハ御尽力ニ依リ夫々保護ノ途ヲ講セラレ居候処地方ニ依リテハ是等ノ避難者ニ対シ高価ナル食糧品等ヲ給与セラル向モ有之哉ニ及聞候是レ素ヨリ避難者ニ対スル地方民ノ同情心ノ発路トハ存候得共斯ル給与ハ却テ弊害ヲ生スル虞モ

有之候ニ付避難者ニ対スル給与ハ相当ノ限度ヲ超エサル様御留意相煩度其ノ筋ヨリ通牒有之候条及通牒候也

(津久井郡役所「庶務回議」(大正十二年) 神奈川県庁藏)

三〇 新潟医科大学診療班鎌倉郡下で無料治療の件通牒

亥鎌震発第一三号

大正十二年十月五日

鎌倉郡長

各町村長殿〔鎌倉、川口、腰越津、村岡、深沢ヲ除ク〕

傷病者診療ニ関スル件

今回ノ震災ニ依ル傷病者ヲ診療セシムル為文部省ヨリ新潟医科大学教授上野医学博士一行ノ診療班派遣相成候ニ就テハ戸塚町小学校前井上政吉〔魚政〕宅ニ診療所ヲ設ケ明六日ヨリ当分ノ内午前八時ヨリ午後四時マデ無料診療ニ従事セラレ候条広告其他ノ方法ニ依リ宣傳セラレ貴町村内一般ニ周知セシメ罹災者ヲシテ此ノ恩恵ニ浴セシムル様至急御取計相成度此段通牒候也

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁藏)

三一 罹災者救助および就業奨励に関する

県内務部長の通牒(二二)

(一)

神第九八九号

大正十二年十月十日

内務部長

鎌倉郡長殿

罹災者救助方法整理ニ関スル件

罹災者ノ救助ニ関シテハ今後限リアル費用ヲ以テ無制限ニ救助ヲ継続スルハ到底不可能ナルノミナラス或ハ反ツテ罹災者ノ自奮努力ノ精神ヲ傷フ結果ト可相成被存候ニ就テハ此際罹災者中自活ノ力アル者ト否ラサル者トヲ岐ニ区別シ前者ニ対スル救助ハ速ニ之ヲ打切ルト共ニ真ニ自活ノ途ナキ罹災者ニ対シテハ尚引継キ当分救助ヲ継続スルコト最モ適當ト認メ候就テハ至急左記ニ依リ罹災者中自活ノ途ナキ者ヲ調査シテ救助ノ要否ヲ決シ其ノ必要アル者ニ対シテノミ当分救助ヲ継続スル様御取計相成度此段及通牒候也

記

- 一 罹災者ニシテ自活ノ途ナク救助ヲ要スルト認メラルル者〔自力又ハ他ノ扶助ニ依リ其ノ生計ヲ維持スル能ハサル者ニ限ル〕ニ付

テハナルヘク調査カードニ依リ其ノ現居所震災当時ノ住所世帯ノ  
収入及資産世帯主及世帯員ノ体性<sup>(マ)</sup>年令職業労働ノ能否等生活状態  
ヲ知ルヘキ事項ヲ調査スルコト

一 右調査ニ基キ市区町村会議員町村総代市町村吏員小学校教員警  
察官吏方面委員在郷軍人青年団員等ヨリ適當ノ者ヲ選ヒテ審査委  
員ヲ設ケ区域ヲ限リテ救助ノ要否ヲ審査セシメ其ノ結果ニ依リカ  
ード式要救助者名簿ヲ作成スルコト

一 前項審査ニ依リ要救助者ト決定シタル者ニ対シテハ当分救助ヲ  
継続スルコト

一 本調査ハ時々之ヲ行ヒ要救助者ノ整理ヲ怠ラサルコト

(二)

神第二六二五号

大正十二年十月廿五日

内務部長

郡市長殿

罹災者救助ニ関スル件

罹災救助ニ関シテハ本月十日神第九八九号ヲ以テ及通牒候次第モ有  
之十分御留意相成居候事トハ存候得共災害後時日モ経過シ秩序モ恢  
復シタル現今ニ於テハ厳ニ要救助者ノ調査ヲ行ヒ救助ノ必要不得已

範圍ニ止メ罹災者就業ノ途ヲ講セシムルハ最モ緊要ノ事ト存候ニ付  
テハ大体左記事項御含ノ上一層御配慮相成度

記

一 要救助者ハ老、幼、不具、廃疾、傷病者其ノ他ニシテ今回ノ震  
火災罹災者中自力又ハ他ノ扶助ニ依リ其ノ生計ヲ維持スルコト能  
ハサル者ニ限ルコト

二 要救助人員ノ精査ニ付テハ罹災者ヨリ申告セシメ実地調査ノ上  
必要不得止モノニ限り要救助者名簿ニ登載シ之ニ依リ救助ヲナシ  
時々其ノ生活ノ状態ヲ調査シ可成就業ノ方法ヲ講セシメ収入ノ途  
ヲ与ヘ漸次救助人員ノ減少ヲ図ル等郡市町村間ノ連絡ヲトリ不権  
衡ヲ生スカ如キコトナキ様注意サレタキコト

三 適當ノ区域ヲ定メ実地状況ヲ調査スル機関ヲ設ケ相互連絡ヲ図  
リ郡、市、町村吏員ヲ派シテ実地調査セシムル等救助ノ精確並統  
一ヲ期セラレタキコト

四 本件整理ノ結果ハ十一月五日迄ニ報告アリタキコト爾後ハ毎月  
十日、二十日、月末現在ノ救助人員「町村別」〔郡ニアリテハ郡計  
ヲ付スルコト〕ヲ其ノ時々報告セラレタキコト

五 其ノ他ハ本月<sup>十日神第九八九号</sup>「<sup>二十四日第一一〇号</sup>通牒ノ趣旨ニ依ルコト

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正二二年) 神奈川県庁蔵)

三三 罹災者ブラジル移住計画の件通牒

十二保発第五一号

大正十二年十月十六日

神奈川県内務部長  
神奈川県警察部長

県下各郡市長殿  
各警察官署長殿

罹災民南米ブラジルニ輸送計画ノ件

標記ノ件ニ関シ震災地状況視察ノ要アル趣ヲ以テ政府補助ニ係ル海  
外興業株式会社ヨリ参事玉置佐一ヲ貴部内ニ派遣相成候条相当ノ便  
宜供与方可然御取計相成度此段及通牒候也

(鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正十二年) 神奈川県庁蔵)

三三 罹災者救助に關する鎌倉郡長の報告

鎌収第九九号

大正十二年十一月七日起案

大正十二年十一月七日

内務部長宛

郡長

罹災者救助ニ関スル件

客月十日神第一〇九五号御照会ニ係ル首題ノ件左記ノ通りニ有之候

条此段及回報候也

記

一 救助開始當時ニ於ケル救助人員

町村住民 二万四百九十五人  
避難者 二万三千二百八十人

二 救助実施以來要救助者ノ整理ニ付取りタル措置並ニ救助者整理

減少ノ趨勢

救助実施當時ハ戸塚、鎌倉、腰越津、川口〔片瀬、江ノ島〕ノ各  
町村ハ何レモ米産地ニアラスシテ純然タル消費地タルノミナラス  
鎌倉腰越津ハ火災ノ為メ在米ノ多クハ焼失シ飯米ノ欠乏ヲ来シ其  
ノ他ノ農村ハ避難民ノ襲来ニ依リ是亦糧米ノ窮乏ヲ見ルニ至リタ  
ルヨリ第一次ノ配給米ハ前記四ヶ町村ニ第二次ノ配給米ハ爾余ノ  
農村ニ配給シ一部資産家ヲ除ク外各町村内ノ貧民及避難者ノミナ  
ラス窮民ノ大部分ハ配給米ニ依リ又ハ配給米ノ補給ニ依リ饑餓ヲ  
免ル、ヲ得タリト雖其後日ノ經過ト秩序ノ恢復トニ伴ヒ無償配給  
ハ延ヒテ惰民ヲ養成スルノミナラス当該商人ヲシテ職業ヲ失ハシ  
メ経済復活ヲ阻止スル虞アリト認め鎌倉、腰越津、川口ノ三ヶ町  
村ヲシテ九月十八日以降販売組織ヲ樹シメ一部貧民ノ外給米ヲ中  
止セシメタリ

然ルニ郡内各町村ヲ通シ被救助者ノ選択必スシモ統一セス彼是權

衡ヲ得サル嫌アルヲ認メ九月廿一日要救助者調査ヲ為シ越ヘテ十

月五日避難者及避難者中ノ要救助者ヲ調査シ町村ノ要救助者数ノ

要求数多キモノニ対シテハ一定ノ標準ニ依リ査定ヲ加フ別紙ニ表

ヲ作製シテ救助ノ基礎トセリ之カ為メ避難民ハ別表第一号表ノ通

リ最初ノ二万二千三百八十人ヨリ二千十五人ニ激減シ当初避難者

総数ノ九%ニ町村内要救助者ハ別表第二号表ノ通り最初ノ二万四

百九十五人ヨリ千七百三十人ニ減シ是又最初救助人員ノ八%ニ過

キサルニ至レリ

今ヤ災害後時日モ経過シ秩序モ恢復シタルノミナラス民間ニ於テ

ハ主要作物ノ收穫アリ一面避難者モ漸次減少シタル今日従来ノ如

ク救助ヲ続行スルニ於テハ却テ被救助者ノ依頼心ヲ増長セシメ自

立ノ精神ヲ毀損スル虞アルヲ以テ救助米ノ配給ハ十一月七日限り

打切り当分ノ内事情止ヲ得サルモノニ限り郡ニ於テ直接救助米配

給事務ヲ取扱フコト、シ其旨町村長ニ通牒シタルカ今後ハ郡ニ救

助ヲ申出ツルモノナキ見込ナリ

三 九月二十八日現在救助人員

町村住民 千七百三十人  
三千七百四十五人

避難者 二千〇十五人

以上

〔鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正二二年) 神奈川県庁蔵〕

三四 海軍工廠解雇労働者対策に関する

県内務部長の通牒

神社号外

大正十二年十一月八日

内務部長

鎌倉郡長殿

海軍工廠職工解雇ニ関スル件

過般ノ大震災火災ニ因リ県下全般ニ亘リ多数ノ失業者ヲ生シタル為メ

県ニ於テ鋭意之レカ緩和ニ努メツ、アリシ処今回又横須賀海軍工廠

ニ於テ既定計画ニ依ル軍備整理ノ為本月十日頃職工約千九百名ヲ解

雇スル旨通知有之本県ニ於ケル失業問題ニ重大ナル影響ヲ及ボス虞

アルモ幸之等職工ハ勤務年数ニ応シ比較的多額ノ手当金ヲ受領スル

趣ナルヲ以テ此ノ際各職業紹介所ト提携シ就職若クハ帰農ヲ勸メ又

ハ移住ヲ奨励セバ其成績見ルヘキモノアルヘク尚一面ニ於テ浪費ヲ

戒メ冗費ヲ節シ他日ニ備ヘシムルハ極メテ緊要ト思料候条之レカ指

導誘掖ニ関シ御配慮相成度依命此段及通牒候

〔鎌倉郡役所「震災庶務書類」(大正二二年) 神奈川県庁蔵〕

三五 三浦郡漁業組合長會議の漁村救済に關す

る協議決定事項通知

三水第三一四号

大正十二年十月廿二日

三浦郡水産会副会長(印)

各町村長殿

漁村救済ニ関シ漁業組合長会同ノ件

漁村救済ニ関シ本月十五日日本会ニ於テ漁業組合長会ヲ開催候処別紙ノ通り協議決定候間何分共御助成相願度此段得貴意候也

(別紙)

漁村救済ニ関スル協議案

一 漁業者ノ出漁奨励

本会ニ於テ本郡關係ノ鮮魚市場ヲ調査セルニ其ノ需要關係良好ニシテ魚価モ今後大ナル暴落ヲ来タスコト無カル可ク予想サル、ヲ以テ管内当業者ニ出漁ヲ奨励スルコト、ナリ次案ノ解決ヲ待ツテ之ガ完全ヲ期スルコトニ決定セリ

二 漁獲物ノ共同運搬奨励

三崎東京間鮮魚運搬用ノ汽船ハ夜間航行ヲ禁止サレ陸上ハ道路ノ破壊ト自動車、馬車等ノ欠乏ノ為鮮魚ハ市場ニ輸送充分ナラズ現

在発動機船<sup>(有脱)</sup>ヲ所セザル魚商人ハ購入シ得ザル狀況ニアルヲ以テ右

運搬船ニ対スル交渉斡旋等ハ総テ本会ニテ之ヲ行ヒ十名ノ委員ニ

テ協議決定スルコト、ナリ會長指命ヲ以テ秋谷、佐島、金田松輪

毘沙門菊名、三崎町向ケ崎、小網代、久里浜久比里川間、諸磯、

長井、各漁業組合長及副會長ヲ委員トシ明十六日三崎町魚市場樓

上ニテ会同ノコトニ決定セリ

三 低利資金ノ供給

政府ニ於テハ本県ニ限り今回ノ災害各府県ニ対シ毎年漁業組合共同施設事業助成ノ為供給ノ低利資金ヲ融通スル意向ナルヲ以テ漁村復旧ノ資金ヲ必要トスル組合ニ於テハ漁民救済ノ為右資金ノ利用ヲ申込ムニ於テハ本会ニ於テ出来得ル限り斡旋ノコトニ決定セリ

四 漁業用品並ニ生活必需品ノ共同購入斡旋

輕油、石油、揮発油、「マシシ」「モビル」「カーバイト」餌料  
〔烏賊、しらす、塩鱈〕、木炭、其他等ノ漁業用品並ニ生活必需品欠乏シ其ノ共同購入ノ緊急ノコトニ屬スルヲ以テ之ガ斡旋ヲ行ヒ完全ニ配給ヲナスコトニ決定セリ

五 船匠ノ斡旋

漁船ノ修理又ハ新造ノ為ニ船匠ノ不足ヲ告グル向ニ対シテハ之ガ

斡旋ヲ行フコト、ナリ必要ノ向ハ申込ミヲナスコトニ決定セリ

六 副業ノ奨励

各地ノ状況ニ応ジ漁業者ニ適切ナル副業ヲ奨励スルコトニ決定セリ

七 漁業組合共同施設事業ノ奨励

漁業組合ノ共同施設事業ハ組合員ノ生活ヲ安定ナラシメ其ノ福利ヲ増進シ組合百年ノ長計ニシテ異常ノ災害ニ際シ益々其ノ必要ヲ感ズルモノナルヲ以テ此ノ機会ニ現在施設ノ組合ハ一層之ガ発展ヲ図ルト共ニ施設未済ノ組合ニ於テハ可成之ガ計画ヲ為スコトニ決定セリ

八 会費ノ徴収

本会ヨリ各組合及其組合員ニ賦課ノ経費ハ本会活動ノ根源ナルヲ以テ適當時期ニ於テ各組合ニテ徴収ノ上納入方斡旋ヲ乞フコトニ決定セリ

九 其他

諸磯漁業組合ヨリ此ノ災害ニ対シ組合基金利用支出及被害状況並ニ蕃殖保護調査ノ為メ水産試験場所屬ノ調査船利用ニ関シ希望アリタリ

(三崎町役場「震災関係書類」(大正二年)三浦市役所蔵)

三六 橘樹郡下災害農村救済に関する協議会開

催の件通牒

橘樹郡第一三七五号

大正十二年十二月二十一日

橘樹郡長

各町村長殿

震災農村救済ニ関スル件

過般ノ震災ニ因ル農家生産物ノ貯蔵並作業上ニ於ケル障害ヲ救済スル為左記要領ニ依リ共同倉庫補助金十五万二千二百円共同作業場及其ノ農用器具機械補助金十四万四千円並稚蚕共同飼育所補助金十七万五千八百七拾五円ヲ本県へ交付可相成趣其ノ筋ヨリ通牒ノ次第有之從テ本郡へモ相当ノ補助金ヲ交付セラル、コト、相成候条予メ御含置相成度此段及通牒候也

追テ右補助金ノ運用ハ最モ急施ヲ要スルモノニ有之候処恰モ来十二月廿五日〔火曜日〕午前十時ヨリ川崎美科高等女学校ニ於テ京浜運河期促成進會ノ為御会合ヲ相煩スコトニ相成居候ニ付其ノ席上ニ於テ本件ニ関シテモ亦御協議致度申添候

記

第一 本補助金ハ当該農村所産ノ農産物ニ付共同貯蔵共同作業ヲ為

シ又ハ稚蚕共同飼育ヲ行フニ必要ナル建物ノ建築修繕買入及右共同作業所ニ備フヘキ農用器具機械ノ買入取付等ニ要スル費用ノ半額以内ノ割合ニ於テ交付スルコト但シ共同倉庫ハ一ヶ所千五百円、共同作業場ハ一ヶ所五百円、器具機械ハ一ヶ所分五百円、稚蚕共同飼育所ハ一ヶ所式千六百式拾五円ヲ超エサルコト

第二 本補助金ハ半潰以上ノ被害戸数五割以上ノ罹災激甚ナル農村ノ中ニ就テ上記ノ共同施設ヲ特ニ緊要トスル町村ニ於テ町村農會産業組合、同業組合、既設ノ養蚕組合又ハ府県令ニ依リ認めラレタル農業改良発達ヲ目的トスル組合力其ノ施設ヲ為ス場合ニ之ヲ交付スルコト

第三 本補助金ヲ受クル施設ハ罹災農村ニ於ケル多数農民共同ノ利便ヲ本旨トスルカ故ニ実行上小教者ニ利便ヲ独占セラル、等ノコトナキヲ期シ其ノ効果ヲ挙クル様監督スヘキコト

以上

〔復興関係書類〕(大正一二年) 飯田助丸氏蔵

### 三七 米国軍服給与のための調査依頼の件通牒

橘庶収第四一四七号

大正十二年十二月二十五日

橘樹郡長

各町村長殿

軍服給与ニ関スル件

左記ニ該当スル罹災者ニ対シ米国軍服給与相成候趣其筋ヨリ通牒有之候ニ付至急取調ノ上各項別ノ人員御回答相成度候

記

配給ノ順位并配給サルヘキ者ノ資格

一 内閣各省、其ノ他ノ各官庁及其所属学校工場等ニ在職スル守衛小使給仕〔職工ヲ除ク〕等ノ庸人ニシテ震災當時在職シ其住宅全焼又ハ全潰シタル者但シ制服ヲ官給シ若クハ制服ノ着用ヲ必要トスル者及女子ハ之ヲ除ク

二 府県〔郡〕市町村ニ於ケル前同断ノ者

三 小学校男教員ニシテ前同断ノ者

四 一ニ該当スル傭人中ノ職工

五 二ニ該当スル傭人中ノ職工

六 中学程度以上ノ官公私立〔私立学校ハ文部大臣ノ認可ヲ受ケタルモノ〕学校ノ男生徒学生ニシテ其学資支給者ノ住宅カ震災ニ依リ全焼又ハ全潰セル者但シ制服ヲ官給シ又ハ制服ノ代用ヲ認めラレサル者ハ之ヲ除ク

以上

〔復興関係書類〕(大正一二年) 飯田助丸氏蔵